

○うるま市地域介護予防活動支援事業補助金交付要綱

平成29年12月27日

告示第264号

改正 平成30年5月1日告示第88号

(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第1項第2号（一般介護予防事業）に基づき実施する、うるま市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年うるま市告示第30号）第3条第2号ウの事業に関し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、うるま市補助金等交付規則（平成17年うるま市規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 高齢者 本市に住所を有するおおむね65歳以上の者をいう。
- (2) 団体等 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人又は適切な事業運営が確保できると市長が認めた任意団体をいう。
- (3) 地域介護予防活動 市民による自主的に運営される通いの場において、年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防事業（高齢者の地域における居場所、仲間及び社会的役割並びに日常生活上の生きがいの創出に資すると認められるもの。）の地域展開を目指し、人と人とのつながりを通して、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進し、高齢者が要介護又は要支援状態になっても、生きがい及び役割をもって生活できる地域の実現を図るための活動をいう。

(補助金の交付対象団体)

第3条 この告示による補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる団体等は、次に掲げる全ての要件に該当すると市長が認めた団体等とする。

- (1) 団体等の代表者（以下「代表者」という。）及び団体等の主たる構成員（以

下「構成員」という。)が、本市に住所を有する市民(以下「市民」という。)であること。

(2) 市内に団体等の活動の拠点(以下「活動拠点」という。)を有し、かつ、市内において地域介護予防活動を行っている、又は行おうとしていること。

(3) 市民生活における不特定多数の利益に寄与し、高齢者に対する支援を継続的に実施する団体等であること。

(4) 会則等を設定し、団体等の活動目的を明示していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体等は、補助金の交付の対象としない。

(1) 地域介護予防活動が設立目的ではない団体等

(2) 代表者又は構成員のみによる、専ら自らの楽しみを目的とした団体等

(3) 政治活動、宗教活動又は営利を目的とした団体等

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)を構成員にもつ団体等

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体等

(補助金の交付対象となる事業内容)

第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、団体等が第6条で定める活動拠点において、高齢者を対象とする自主的な通いの場に資する地域介護予防活動であり、かつ、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 構成員を除き、1回当たり10人以上の高齢者の参加がある、又はあることが見込まれること。ただし、事業開始から3月以内の参加者数については、市長と協議の上、1回当たりの参加者数を定めることができる。

(2) 構成員だけでなく、地域の要介護者又は要支援者に相当する高齢者及び虚弱高齢者の参加が可能な活動であること。

(3) 介護予防に資する活動(運動、体操指導、脳トレ等)を30分以上実施すること。

(4) 本市が実施する介護予防出前講座のうち、本市が推奨する講座又は団体等が

実施可能な講座を行うこと。

(5) 高齢者同士又は世代を超えた地域住民の交流に資する活動であること。

2 前項に定める各活動については、障がい者（児）及び子育て世代が容易に参加できる内容とするよう努めるものとする。

(本市との協力等)

第5条 団体等の代表者及び構成員は、本市が定める高齢者福祉計画・介護保険事業計画の趣旨等を理解するとともに、本市の事業、施策等に協力するよう努めるものとする。

2 団体等の代表者又は構成員は、本市が主催又は指定する会議に積極的に出席するよう努めるものとする。

(活動拠点)

第6条 活動拠点は、次に掲げる条件を全て満たし、かつ、継続的に実施可能な場所でないといけない。

(1) 活動拠点としての安全性、緊急時の対応策等が確保されていること。

(2) 高齢者及び地域住民が気軽に参加することができる家屋、自治会施設、集会所その他これらに類する場所であること。

(3) おおむね10人以上の利用者が、一度に利用しても支障が出ない程度以上の広さが確保されている場所であること。

(4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、関係法令等に抵触していない場所であること。

(開所日及び開所時間)

第7条 活動拠点の開所日については、週2回以上又は月8回以上開所するものとする。

2 活動拠点の開所時間については、1回当たり原則90分以上開所するものとする。

3 団体等は、前2項に定める内容については、参加者のニーズ等を配慮し、開所日及び開所時間（時間帯含む。）を定めるものとする。

(構成員の配置)

第8条 活動拠点の開所時は、原則2人以上の構成員を置くものとする。ただし、市長が、当該事業の実施に支障がないと認める場合は、構成員1人以上で運営することができる。

(参加費等の徴収)

第9条 参加者個人が負担すべき参加費、食事代等（以下「食事代等」という。）は、活動内容等を考慮し、営利目的とならない範囲の実費相当分として当該団体等が任意で定めることができる。ただし、食事代等を徴収する場合、その用途について当該参加者に明確に示さなければならない。

(補助金の額等)

第10条 補助金の交付額、対象経費、限度額等については、別表のとおりとする。

(補助の期間等)

第11条 補助対象事業に対する補助の期間は、単一の会計年度（以下「年度」という。）とする。

- 2 補助金の交付対象となる期間の開始月については、第15条の規定により交付決定した日の翌月又は市長の指定した日が属する月からとする。
- 3 補助金の交付は、一つの補助対象団体等につき、毎年度1回限りとする。

(事前申出書)

第12条 補助金の交付を受けようとする団体等は、事前申出書に次に掲げる書類を添付し、市長が指定した期日までに提出しなければならない。

- (1) 団体概要書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 誓約書
- (5) 団体等の会則、規約又はそれに変わるもの（写し可）
- (6) 見積書（収支予算書の算出根拠となった資料又はその写し）
- (7) その他市長が必要と認める書類

(審査等)

第13条 市長は、前条の規定による事前申出書等の提出があつたときには、事前申出書等の評価、日常生活圏域の施設整備等の状況、本市が定めた高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき総合的に判断し、優先度の高い順に補助金を交付する団体等を選定する。

- 2 市長は、前項に定める審査を行う際、必要があると認めた場合には、うるま市社会

福祉協議会又はうるま市地域包括支援センターと協議し、その意見を聴取することができる。

- 3 市長は、前項に定める審査結果については、補助金交付の可否にかかわらず、事前申出書等の提出があった団体等に事前申出書審査結果通知書により通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第14条 前条の規定により補助金の交付が可能となった団体等のうち、補助金を受けようとする団体等は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 見積書(収支予算書の算出根拠となった資料又はその写し等)
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項に規定する書類の提出については、第12条各号に規定する書類をもって代えることができる。

(補助金の交付決定)

第15条 市長は、前条の規定による申請があったときには、書類審査により、補助金の交付の可否を決定し、補助金交付(不交付)決定通知書により団体等に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の定めにより補助金の交付を決定した場合には、規則第5条に定める交付の条件を付すことができるものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第16条 市長は、補助金の交付決定を受けた団体等(以下「交付団体等」という。)が次に掲げる場合には、第13条第1項及び前条第1項の決定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 法令、この告示又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を交付対象事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

- 2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消したときには、交付団体等

に対し、補助金交付決定取消通知書により通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合であって、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、交付団体等に補助金の返還を命ずることができる。

(事業の内容変更又は中止)

第17条 交付団体等は、第15条第1項に定める補助金の交付決定通知を受けた後に、補助対象事業の計画の内容を変更する場合、あらかじめ、事業計画変更承認申請書を市長に提出し、その承認を得るものとする。

- 2 交付団体等は、補助対象事業を中止しようとする場合、事業中止届により、市長の承認を得なければならない。この場合において、当該事業の中止が事業の中途の場合でも、それまでに要した費用に対する補助金は交付しないものとする。

(実績報告)

第18条 交付団体等は、補助対象事業が終了してから15日以内に、実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 精算書
- (2) 活動報告書
- (3) 収支決算書
- (4) 領収書その他の収支の事実を証する書類又はその写し等(市長が必要と認めるものに限る。)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付額の確定)

第19条 市長は、交付団体等から前条に定める実績報告があつた場合には、当該事業の内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書により、交付団体等に対し、通知するものとする。

(補助金の請求)

第20条 交付団体等は、前条の規定により交付すべき補助金の額の確定後に、補助金交付(概算払)請求書により市長に対し、補助金を請求するものとする。

- 2 交付団体等は、前項の規定にかかわらず、第15条第1項により決定された交付決

定額のうち、初期整備費及び月額基本額分の年度内合計額を上限として、補助金交付（概算払）請求書により補助金の概算払を請求することができるものとする。ただし、活動拠点の開所加算額に係る補助金は、除くものとする。

（帳票等の管理）

第21条 交付団体等は、補助対象事業完了後5年間、当該補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

（実施状況の確認）

第22条 交付団体等は、活動状況報告書を市長が指定する日までに市長に対し、提出しなければならない。

2 市長は、補助金の交付による成果等を検証するため、補助金の交付対象年度の翌年度以降、交付団体等に対し、補助対象事業等に関する報告を求めることができる。

3 交付団体等は、前項の規定により市長から報告を求められた場合には、誠実に対応しなければならない。

（守秘義務等）

第23条 補助金交付団体等の代表者及び構成員は、参加者の個人情報の取扱いには十分配慮するとともに、知り得た個人情報等について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

（各種申請、通知書等の様式）

第24条 この告示の規定による各種申請書及び通知書等その他補助金交付の事務に必要な書類の様式は、別に定める。

（補則）

第25条 この告示に定めるもののほか、補助金の運用について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成30年1月1日から施行する。

（検討）

2 市長は、平成33年3月31日までにこの告示の施行状況について検討を加え、そ

の結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成30年5月1日告示第88号）

（施行期日）

1 この告示は、平成30年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前のうるま市地域介護予防活動支援事業補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続、その他の行為については、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第10条関係）

1—（1）初期整備費に係る補助金交付額

項目	補助金交付額
初期整備費	50,000円以内
【備考】 1. 1回限りの補助金交付とする。（次年度以降、原則として運営費に係る補助金のみの交付となる。） 2. 当該年度、6月以上の活動月があること（11月以降の開始ならば交付しない。ただし、次年度においての申請は、可能とする。）。	

1—（2）初期整備費に係る補助金の対象経費

対象経費の項目	対象経費の内容
① 活動拠点の整備	軽微な手すりの取付け
	軽微な段差の解消
	上記工事に付帯して必要な整備
② 活動拠点での運営に係る整備	備品購入費
③ その他	市長が必要と認める整備
【備考】 1. ①、②及び③の合算額に係る補助金交付額は、50,000円以内とする。 2. 備品については、一つの備品の単価の上限は、50,000円とする。	

3. 表記載の経費であっても支払が翌年度になる場合は、補助金の交付はしない。

2—（1）運営費に係る補助金交付額

項目	補助金交付額
① 基本額	月額当たり 10,000円
② 開所加算額	開所1回当たり 500円 (月額限度額 8,000円)
<p>【備考】</p> <p>1. 基本額については、概算払が可能とする。</p> <p>2. 開所加算額を算定するに当たっては、次に掲げる各規定については、特に遵守すること。</p> <p>① 第4条第1項各号</p> <p>② 第6条各号</p> <p>③ 第7条第1項及び第2項</p>	

2—（2）運営費に係る補助金の対象経費

対象経費の項目	対象経費の内容
① 謝金	補助対象事業を実施するために必要な講師、専門家等への謝礼
② 交通費	補助対象事業を実施するために必要な交通費、宿泊費等
③ 消耗品費	補助対象事業を実施するために必要な文具費、日用品費、材料費、医薬品代等
④ 燃料費	補助対象事業を実施するために必要な機器の燃料、ガソリン代等
⑤ 印刷製本費	補助対象事業周知に係るチラシ、広報、資料等の印刷費、コピー代等

⑥ 光熱水費	補助対象事業を実施するために必要な電気、ガス、水道料金等
⑦ 通信運搬費	補助対象事業を実施するために必要な郵便、宅配便等の運搬用費用
⑧ 保険料	ボランティア保険、行事保険料等
⑨ 家賃	補助対象事業を実施するために必要な活動拠点の家賃
⑩ 借料及び損料	補助対象事業を実施するために必要な会場等を使用するための費用
	補助対象事業を実施するために必要な車両や機器類のリース料
⑪ その他	市長が必要と認める費用
<p>【備考】</p> <p>1. ①から⑪までの合算額に係る補助金交付額は、基本額及び開所加算額を合算した額の範囲内とする。</p> <p>2. 食糧費及びその材料費は、補助金の交付対象外とする。</p> <p>3. 表記載の経費であっても支払が翌年度になる場合は、補助金の交付はしない。</p>	